

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	23	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	53	不利益処分の種類	指定工場に係る構造等の改善命令及びばい煙の排出の一時停止命令
愛媛県公害防止条例（昭和44年10月11日条例第23号）					
（改善命令等）					
第53条 知事は、指定工場設置者が許容基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき、又は第48条第2項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反しているときは、その者に対し、期限を定めて、ばい煙を発生する施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙を発生する施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又はばい煙の排出の一時停止を命ずることができる。					
（許容基準等）					
第46条 指定工場に係るばい煙の許容基準は、別表第4に掲げるとおりとする。					
2 指定工場に係る汚水等の化学的酸素要求量の許容限度は、別に定めるとおりとする。					
別表第4					
いおう酸化物に係る許容基準					
次の式により算出したいおう酸化物の量とする。					
$Q = R \times W / a + q / b$					
この式において、Q、R、a、W、b及びqは、それぞれ次の値を表すものとする。					
Q 指定工場において排出することができるいおう酸化物の量（単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）					
R 地域の区分に応じて規則で定めるいおう酸化物の排出許容係数					
a 燃料から発生する規則で定めるいおう酸化物の補正係数					
W 当該指定工場に係る規則で定める燃料の量（単位 キログラム）					
b 燃料以外の物に含まれるいおう分の含有率（重量比）に応じて規則で定めるいおう酸化物の削減係数					
q 燃料以外の物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生するいおう酸化物の量（単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）					
備考					
1 いおう酸化物の量は、規格K0103に定める方法によりいおう酸化物濃度及び規格Z8808に定める方法により排出ガス量を測定し、算出した量とする。					
2 重油の燃焼による場合であつて排煙脱硫装置を設置していないときは、いおう酸化物の量は、次の式により算定するものとする。					
$Q' = 0.7 \times S \times W$					
この式において、Q'、S及びWは、それぞれ次の値を表すものとする。					
Q' いおう酸化物の量（単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）					
S 重油中の硫黄分の含有率とし、その測定方法は、規格K2541-1からK2541-7までに定める方法によるものとする。					
W 当該指定工場に係る規則で定める燃料の量（単位 キログラム）					